

# 居宅介護支援契約書

みどり荘居宅介護支援センター

様（以下、「利用者」といいます）とみどり荘居宅介護支援センター（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行なう居宅介護支援について、次のとおり契約します。

## < 契約の目的 >

第 1 条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整、その他の便宜を図ります。

## < 契約期間 >

第 2 条 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。

契約の満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## < 介護支援専門員 >

第 3 条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行なった場合は、利用者とその氏名を文書で通知します。

## < 居宅サービス計画作成の支援 >

第 4 条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平中立に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ、居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行ないます。

<経過観察・再評価>

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目的に沿って、サービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行ないます。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

<施設入所への支援>

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介、その他の支援をします。

<居宅サービス計画の変更>

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。

<給付管理>

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

<要介護認定等の申請に係わる援助>

第9条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行なえるよう利用者を援助します。

事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行ないます。

<サービス提供の記録>

第10条 ① 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

② 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

③ 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

④ 第12条の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

<料金>

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する負担金はありません。

#### < 契約の終了 >

第12条 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヵ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約は自動的に解約することができます。

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護状態区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

#### < 秘密保持 >

第13条 居宅介護支援専門員および事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### < 賠償責任 >

第14条 事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

#### < 身分証明携帯義務 >

第15条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### < 相談・苦情対応 >

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅介護サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

#### < 本契約に定めない事項 >

第17条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

本契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上、定めます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上1通ずつ保有するものとします。

利用者本人が署名できないときは、家族の同意の下家族の方が代筆します。

なお当事業所は、契約については署名のみで成立します。

令和        年        月        日

契約者氏名

<ご利用者、ご家族様>

住        所

ご利用者    氏名

ご家族        氏名

<事業者>

事業者名        みどり荘居宅介護支援センター

住        所        鯖江市中野町 33-20-1

代表        齋藤        道夫        印